

# 品川区内歯科医師会助成金交付要綱

制定 昭和 60 年 5 月 21 日 区長決定

要綱第 280 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日 部長決定

要綱第 523 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人東京都品川歯科医師会および公益社団法人東京都荏原歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が区民の歯科健康増進のために実施する事業に対する品川区内歯科医師会助成金（以下「助成金」という。）の交付について定め、もって公衆衛生に寄与することを目的とする。

## (助成金の交付対象)

第 2 条 助成金は、歯科医師会が区民の歯科健康保持増進に必要な次に掲げる経費のうち区長が必要かつ適当と認めたものに対し交付する。

- 1 区民の歯科健康保持増進事業に必要な経費
- 2 4歳児以上の幼児に対する歯科相談および虫歯予防のフッ素塗布事業
- 3 歯科医療技術向上のための研究に必要な経費

## (助成金の交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、前条に掲げる事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

## (交付予定額の通知)

第 4 条 年度当初において、区長は、歯科医師会に対し、別記第 1 号様式により助成金の交付予定額を通知する。

## (助成金の交付申請)

第 5 条 歯科医師会は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに別記第 2 号様式による助成金交付申請書を区長に提出するものとする。

## (助成金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、別記第 3 号様式による助成金交付決定通知書を歯科医師会に送付するものとする。

## (申請の撤回)

第7条 歯科医師会は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、助成金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 歯科医師会は、第6条に規定する助成金交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第4号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消等)

第9条 区長は、助成金の決定通知を受けた歯科医師会において、その後の事情により特別の事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第10条 歯科医師会が次の各号に該当するときは、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

- (1) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の内容に変更を加えようとするとき
- (3) 助成対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき

(事故報告)

第11条 歯科医師会は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、速やかに区長に報告し指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 歯科医師会は、事業の適正円滑な執行を図るため、その遂行の状況に關し区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(助成事業の遂行命令等)

第13条 区長は、歯科医師会が提出する報告もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の命令に違反したときは、当該助成対象事業の遂行の一時停止を

命ずることがある。

(実績報告書の提出)

第14条 歯科医師会は、助成対象事業終了後（または会計年度終了後）、速やかに別記第5号様式による助成対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして、助成対象事業の遂行状況および経理について検査をさせたとき、または報告を求めたときは、歯科医師会はこれに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第16条 歯科医師会は、助成金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第17条 次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき
- (2) 他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第18条 区長は、助成金の交付の決定を取り消したときにおいて、その事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第19条 助成金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、歯科医師会は、当該助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成の返還額100円につき1日3銭の割で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（平成27年4月1日健康推進部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

第 号  
年 月 日

様

品川区長

年度品川区内歯科医師会助成金  
の交付予定額について（通知）

品川区内歯科医師会助成金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を内示  
しますので、下記により申請されたい。

記

1 交付予定額 金 円

2 申請書提出期限 年 月 日

3 添付書類

(1) 年度 歯科医師会事業計画書

(2) 年度 歯科医師会収支予算書

(第2号様式)

年　月　日

品川区長様

所在地

歯科医師会名

代表者名

年度品川区内歯科医師会助成金交付申請書

品川区内歯科医師会助成金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、  
関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額　　金　　円

添付書類

1 年度 歯科医師会事業計画書

2 年度 歯科医師会收支予算書

(第3号様式)

第 号  
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった

年度品川区内

歯科医師会助成金として、下記金額を交付する。

記

金 円

(第4号様式)

年 月 日

品川区長様

所 在 地

歯科医師会名

代表者名

年度品川区内歯科医師会助成金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあつた

年度品川区内歯科医師会助成金として、下記の金額を請求いた  
します。

記

金 円

(第5号様式)

年 月 日

品川区長様

所在地

歯科医師会名

代表者名

品川区内歯科医師会助成金交付要綱に基づく

年度の事業実績等について（報告）

品川区内歯科医師会助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を受けましたが、助成対象事業を完了したので、下記の書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

- |   |    |              |
|---|----|--------------|
| 1 | 年度 | 歯科医師会事業実績報告書 |
| 2 | 年度 | 歯科医師会収支決算報告書 |